

# 退職後の健康保険について

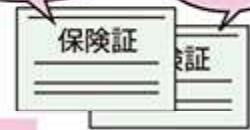
## STEP 1 在職時の保険証は必ず事業所へ返却しましょう

- ・在職時の保険証を**使用できるのは「退職日まで」**(※)です。
- ・扶養家族の保険証も含めて事業所に返却してください。
- ・事務ご担当者様は、退職された従業員様から**確実に保険証を回収**してください。

※誤って退職日の翌日以降に使用すると、かかった医療費を後で返していただくことになります。

退職後は  
使用できません

扶養家族分も  
返却します



## STEP 2 次に加入する健康保険の手続きをしましょう

- ・下表を参考に次に加入する健康保険を選びましょう。
- ・事務ご担当者様は、従業員様が次の健康保険の加入手続きをスムーズに進められるよう、「被保険者資格喪失届」の早期提出および退職証明書の交付をお願いします。



	① 協会けんぽの任意継続	② 国民健康保険	③ ご家族の健康保険の被扶養者
加入条件	・退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること ・退職日の翌日から <b>20日以内</b> に手続きすること(郵送の場合20日以内必着)	お住まいの市区町村役場へご相談ください	被扶養者としての認定基準を満たすこと
手続き	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部へ「資格取得申出書」を提出	お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課で手続き	ご家族の勤務先の事業所を通じて届出
保険料	下記参照	前年の所得などにより決定(離職理由により保険料が軽減される場合があります)	被扶養者の負担はなし

任意継続の1か月の保険料

退職時の標準報酬月額 × お住まいの都道府県の健康保険料率

上限30万円

40~64歳の方は介護保険料が上乗せ

【任意継続保険に関するお問合せ先】

協会けんぽ岐阜支部 業務グループ ☎058-255-5155(自動音声案内①)

## マイナンバーカードの保険証利用で便利に!

- ★自身の**健診結果やお薬の情報**が閲覧でき、**医師等と共有**することで、より良い医療が受けられる。
- ★医療費が高額な場合に申請する「**限度額適用認定証**」が**不要**になる。
- ★転職や就職後の**保険証の切り替えが不要**になる。

メリットが  
あります



※利用にはマイナポータルでの申込が必要です。

マイナポータル  
についてはこちらから

